おおさきGIAHS食の市 in パタ崎さん家 出店要領

1 目 的

大崎市役所本庁舎において世界農業遺産「大崎耕土」で生産・製造された農産物や農産加工品等のPR販売を通し、世界農業遺産「大崎耕土」の普及啓発・理解促進のほか、地産地消を推進することを目的とする。

2 主 催

大崎市 産業経済部 農政企画課 世界農業遺産未来戦略室

3 実施期間

毎週金曜日の午前11時から午後2時まで (ただし、閉庁日や他のイベント開催日等は除く)

4 実施場所

大崎市役所本庁舎1階市民交流エリア屋内広場 パタ崎さん家(ち)

※ 3頁「出店スペース図面」参照

5 実施内容

(1) 出店者

大崎市内に住所又は事業所を有する農業者、農業者団体又は法人

(2) 出店物

大崎市内で生産・製造された農産物や農産加工品等

(3)実施日時

毎週金曜日 午前11時から午後2時まで

- ※ 準備と後片付けを含め午前10時から午後3時までとする。
- (4)会場使用料

無料

(5) 出店スペース使用可能備品

1出店者当たりテーブル3台(45cm×180cm),イス3脚

(6) 持込可能備品

レジスター, ポスター等の掲示用パネル, その他必要な機器材等(要事前相談)

- ※ コンセントを利用する場合は事前に相談願います。
- ※ 持ち込んだ備品は持ち帰ること。

6 出店条件

実施に際しては、以下の条件を遵守すること。

遵守されない場合は、直ちに出店を中止させることとなるので、十分留意すること。

- (1) 本事業の目的のとおり、世界農業遺産「大崎耕土」の普及啓発・理解促進のほか、 地産地消を推進するものであり、単なる販売の場の提供ではないので、事業目的を十 分認識の上実施すること。
- (2) 大崎市内で生産・製造された農産物、又はできる限りそれらを原材料とした加工品の販売を行い、地産地消の推進に努めること。
- (3) 出店者は別紙「<u>出店に関する留意事項</u>」を遵守するほか、庁舎管理者の指示に従うものとする。

7 出店申込等

(1)募集

市広報、市ウェブサイト等により公募

(2) 申込

市ウェブサイトのフォーム又は郵送・ファックス・メールによる申請書の提出により、出店希望月の前々月の第2金曜日まで申請

(3)提出・問い合わせ先

大崎市 産業経済部 農政企画課 世界農業遺産未来戦略室(主催者)

TEL: 0229-23-2281 FAX: 0229-23-7578 メール: osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp

(4)選定

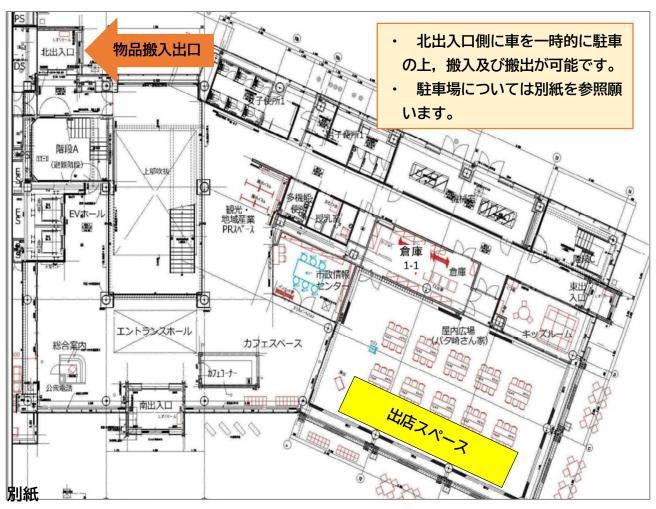
申込多数の場合は、以下の要件等に基づき、出店者を調整する。

- イ 豊饒の大地「大崎耕土」ブランド認証を受けていること,又は認証を目指していること
- ロ 世界農業遺産「大崎耕土」の保全・活用に資する取組を実施していること
- ハー本事業の出店回数

(5) スケジュール

日程等	手続き内容等
出店日の前々月の第2金曜日	市ウェブサイトのフォーム又は郵送・ファック
	ス・メールにより, <u>出店申込書</u> を主催者に提出
出店日の前々月~前月上旬	出店の可否について主催者から出店者に連絡
出店日の1週間前まで	郵送・ファックス・メールにより, 出店確認書
	を主催者に提出
出店日当日	搬入・出店・搬出
出店後(速やかに)	郵送・ファックス・メールにより, <u>売上報告書</u>
	を主催者に提出

※「出店スペース図面」



※「出店スペース」イメージ





出店に関する留意事項

【出店について】

- 本事業は、世界農業遺産「大崎耕土」の普及啓発・理解促進のほか、地産地消を推進する行政目的をもって開催するものであり、<u>単なる販売の場の提供ではない</u>ことから、事業目的を十分認識の上、実施すること。
- 大崎市内で生産・製造された農産物,又はできる限りそれらを原材料とした加工品の販売を行い,地産地消の推進に努めること。
- 原則として、午前11時から午後2時までの販売とし、準備と後片付けを含めて午前10時から午後3時までの実施とすること。
- 本事業は、市ウェブサイト等を通じて市民に事前告知する場合があることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて、日程の変更や中止を認めないので留意すること。
- 出店者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合,又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる場合は、出店を認めないこと。

【搬入出・施設の利用について】

- 出店当日は搬入前と出店終了後に主催者へ報告すること。
- 物品の搬入出は当日のみとなること(前日からの搬入や翌日の搬出は不可)。
- 搬入方法や車両の駐車場等について主催者の指示に従うこと。
- 机やイスの設置や後片付け等、出店スペースの設営に協力すること。
- 出店物の搬入や撤去等に際し注意を払い事故防止に努めること。
- 主催者は自らの責めに帰すべき場合を除き,発生した事故等の責任を負わないこと。
- 貴重品等は自己責任で管理すること。
- 不衛生・悪臭等により、来庁者の迷惑となる物品は搬入しないこと。
- ゴミ袋・掃除道具は出店者が準備すること。
- 出店の際に生じた汚れ等(販売した物品等によるものも含む)は必ず掃除等を行い, 原状回復すること。
- 出店した際に出たゴミは、出店者が持ち帰ること。
- 市の施設・備品等を破損した場合は必ず主催者へ報告の上、主催者の指示に従い、 原状回復すること。

【出店物の取扱等について】

- 出店物は,主催者に事前に届出たものとし,食品表示法,食品衛生法,不当景品類及び不当表示防止法,計量法その他関係法令に定める規定に違反していないものであること。
 - ※ <u>食品の販売に当たっては</u>,事前に「大崎保健所」へ必要に応じて相談の上,食品衛生法に基づく営業届を提出すること(一部届出対象外営業者を除く)。
 - ※ <u>酒類の販売に当たっては,事前に「古川税務署」から期限付酒類小売業免許を受</u> けること。
 - ※ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な食品の販売に当たっては、冷蔵庫や冷凍庫等 を持ち込み(要事前相談)、適切に温度管理を実施すること。
- 火気の使用や調理(包装されていないものの提供やコーヒーのドリップ, お椀に汁 物やカレー等を注ぐ行為等を含む)は認めないこと。
 - ※ 調理に該当する行為については、「大崎保健所」へ確認願います。
- 出店スペース以外での呼び込み行為等は行わないこと。また、鳴り物等も使用しないこと。
- 商品の試食等を行う場合は、食品の衛生的取扱いに最大の注意を払い食中毒防止に 努めること。
- 包装された食品は、適正な表示がなされているものを扱うこと。
- 体調の悪い人は食品の取扱いに従事しないこと。特に発熱・腹痛・嘔吐・下痢等の胃腸炎症状のある人は作業をしないこと。また、当日にこの様な体調不良者が発生した場合は、主催者に連絡すること。
- その他不明な点等は、主催者に確認すること。

【参考】

<食品表示に関すること>

○ 令和4年4月1日から、全ての加工食品(輸入品を除く)の<u>重量割合が最も高い原</u> 材料の原産地表示が義務付けられています。

(参考) 消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business

○ 令和5年4月1日から,遺伝子組換え表示制度が変わります(任意表示の変更)。 (参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified

【参考】

〈食品衛生法に関すること(令和3年6月1日から全部施行)〉

- 令和3年6月1日から,原則全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が 求められています。
- 令和3年6月1日から,営業届出制度が施行されました。本事業に出店する場合は, 一部の届出対象外営業者を除き,事前に「大崎保健所」へ相談の上,届出をする必要 があります。これまで許可・届出が不要であった完成品(包装品)や弁当・総菜,野 菜果物等の販売も届出対象となりますので注意してください。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html

(参考) 厚生労働省の食品衛生申請等システム

https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

【主催者】

大崎市 産業経済部 農政企画課 世界農業遺産未来戦略室

TEL: 0229-23-2281 FAX: 0229-23-7578

メール: osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp